

ストップ!高齡者の詐欺被害

富田林市内在住の
高齡者(65歳以上)に

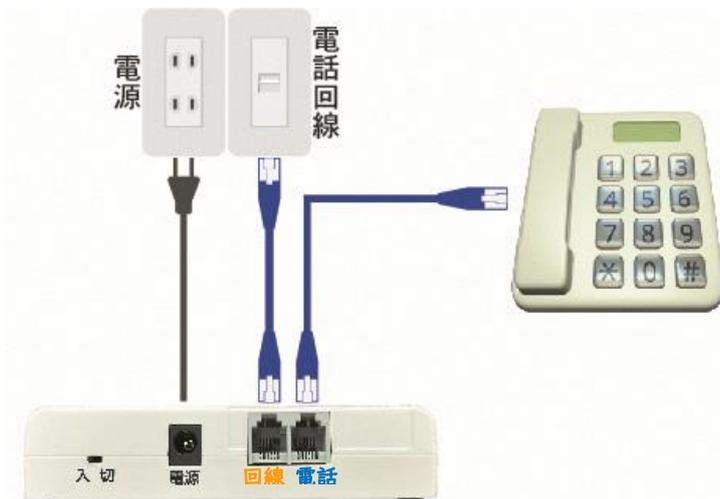


『自動通話録音装置』を

無料で貸し出します

対象者

市内にお住まいの高齡者(65歳以上)のみの世帯
または、日中に高齡者のみとなる世帯



ご家庭の電話回線と電話機の間
自動通話録音装置を接続することで、
電話がかかってくると自動で警告メッ
セージが流れ、通話内容が録音されま
す。悪質業者などは通話内容を録音さ
れることを嫌うため、電話がつながる
前に切る傾向にあり、悪質商法や特殊
詐欺を未然に防ぐ効果が期待できます。



安心設計で
設置も簡単



※電話機及び電話回線の間装置を設置できない黒電話や、ご使用の電話機、契約状況などにより設置できない場合があります。ご自宅の電話機に設置可能か、設備の事業者に事前にお問い合わせされることをお勧めします。

★取付けは利用者でお願いします。

★電気料金など、装置の設置に伴い発生する経費は利用者負担となります。

裏面の【「申し込み」から「貸し出し」までの流れ】もご覧ください。

「申し込み」から「貸し出し」までの流れ

次の1から4の方法により危機管理室まで提出してください。

1. 窓口へ持参(受付時間 午前9時から午後5時30分

※土、日曜日、祝日、年末年始を除く。)

申し込み

2. メール(宛先 URL kikikanri@city.tondabayashi.lg.jp)

※申込メールには必ず富田林市自動通話録音装置貸与申込書を添付してください。(申込書は市のウェブサイトからダウンロード可能↑)



3. FAX(0721-25-9980)

4. 郵送(584-8511 富田林市常盤町1番1号 危機管理室あて)



申込書の受付後、内容を審査します。

審査

申し込みいただくことで装置の貸し出しを確約するものではありませんのでご注意ください。

審査のため、後日、改めて必要事項を電話などで確認する場合があります。



結果通知

貸与が確定した方に「富田林市自動通話録音装置貸与決定通知書」を郵送します。

通知書のお届けに2週間前後を要します



貸し出し

機器は対面でのお渡しとなりますので、危機管理室(富田林消防署5階)へ「富田林市自動通話録音装置貸与決定通知書」をご持参の上、ご本人様、もしくは代理申込者の方がご来庁ください。

※機器の設置方法等は、お渡し時に説明させていただきます。

問い合わせ 富田林市 危機管理室(富田林消防署5階)

(電話)0721-25-1000(内9504)(FAX)0721-25-9980

受付時間:月~金(土・日曜日、祝日を除く) 午前9時から午後5時30分